

# 公立学校等における対応マニュアル

最終改定 平成 26 年 3 月 18 日

## I 目的

新型インフルエンザ等<sup>※</sup>による被害を最小限に抑えるには、日常的な感染予防対策の徹底とともに、発生期における各学校（県立学校、市町村立学校及び市町村立幼稚園のことをいう。以下同じ。）の出席停止や臨時休業措置、県民等が利用する教育機関等（島根県教育庁等組織規則第 14 条の 2 及び第 15 条に規定する機関をいう。以下同じ。）の臨時休館措置などを適切に実施する必要がある。

※ 新型インフルエンザ等…感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、次の 2 点を目的として対策を講じていく必要がある。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
  - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
  - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ② 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。

とくに学校は、集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、国内発生当初の段階における感染拡大のスピードを抑えるためには、学校における臨時休業措置等の対応の果たす役割は極めて高いことを理解することが必要である。

島根県教育委員会では、新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）、島根県新型インフルエンザ等対策行動計画及び新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画（改定計画）を踏まえるとともに、市町村教育委員会、各学校、教育機関等と連携し、実態に応じて本マニュアルに記載する対応のうち適切なものを選択し、統一的な対策を実施する。

## Ⅱ 発生段階に応じた対応

---

### 1 未発生期の対応（新型インフルエンザ等が発生していない状態）

---

#### （1）島根県教育委員会における対応

##### ① 各学校、教育機関との連携、体制の整備

島根県教育委員会は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から各学校、教育機関等との連携を密にし、新型インフルエンザ等に関する情報の提供に努めるとともに、未然の予防対策について指導する（資料編1参照）。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生したときの状況を想定し、発生時の組織体制及び連絡体制、その他事前に準備が必要な事項を別に定める。

##### ② 管理職及び教職員への研修等

島根県教育委員会は、県立学校の管理職（校長、教頭、事務長）、教育機関等の管理者及び市町村教育委員会教育長に対し新型インフルエンザ等対策について説明し、周知徹底を図る。

また、各学校の養護教諭や保健主事を対象とする研修等の機会を活用し、新型インフルエンザ等に係る正しい知識や感染予防対策などについて指導する。

#### （2）各学校における対応

##### ① 各学校における対応マニュアルの作成

新型インフルエンザ等対策の基本的な事項は本マニュアルの定めるところによるが、県立学校では、資料編3を参考に、新型インフルエンザ等発生時における校内の組織体制、関係先を含む連絡体制、その他事前に準備が必要な事項を盛り込んだ具体的なマニュアルを学校ごとに作成するものとする。

また、市町村立学校及び市町村立幼稚園においても同様の対応が行われるよう、市町村教育委員会に対し要請する。

##### ② 日常の健康観察の徹底

各学校では、園児・児童生徒の健康観察結果を毎日集計して健康状態を把握するとともに、教職員の健康観察についても徹底する。また、養護教諭を中心に、体調不良者の早期発見や経過観察に努める。

また、「感染症情報収集システム」等により患者数（欠席者数）の状況及び集団発生状況（学級閉鎖等）の状況を保健所及び島根県教育委員会へ報告するとともに、校区・地域・県全体の状況を把握し、感染拡大の早期探知につなげていく。

##### ③ 新型インフルエンザ等に関する情報の周知

各学校は、県等から提供された新型インフルエンザ等に関する情報を校内に周知するとともに、家庭における健康管理、感染予防対策に関し、保護者への周知を図る。

また、園児・児童生徒に新型インフルエンザ等に関する正しい知識を持たせるため、年齢に応じた指導を行う。

#### ④ 標準予防策の推進・徹底

各学校では、新型インフルエンザ等に対する日常的な予防策として、園児・児童生徒及び教職員に対して、手洗い、うがい、咳エチケット、マスクの着用などの徹底を図るとともに、学校医と随時情報交換し、校内対応について助言・指導を受ける。

また、教職員が新型インフルエンザ等について共通理解を深め、実際に発生した場合の対応等に精通するため訓練・研修等を定期的実施する。

#### ⑤ 海外に滞在する園児・児童生徒、教職員の状況把握及び感染予防の徹底

各学校では、留学、研修、修学旅行などにより海外に滞在している園児・児童生徒、教職員の状況を常に把握し、非常時においてそれらの者と速やかに連絡が取れるよう体制を整える。

### (3) 教育機関等※における対応

※ 教育機関等…島根県教育庁等組織規則第 15 条に掲げる次の機関（美術館を除く。）及び埋蔵文化財調査センター

- ・教育センター（浜田教育センター含む）
- ・武道施設（県立武道館、県立石見武道館）
- ・体育施設（水泳プール、県立体育館、県立サッカー場）
- ・生涯学習推進施設（東部社会教育研修センター、西部社会教育研修センター）
- ・図書館（県立図書館、西部読書普及センター）
- ・青少年社会教育施設（青少年の家、少年自然の家）
- ・博物館（古代出雲歴史博物館）
- ・八雲立つ風土記の丘
- ・古墳の丘古曾志公園

#### ① 教育機関等における対応マニュアルの作成

新型インフルエンザ等対策の基本的な事項は本マニュアルの定めるところによるが、教育機関等では、資料編 3 を参考に、新型インフルエンザ等発生時における機関内の組織体制、関係先を含む連絡体制、その他事前に準備が必要な事項を盛り込んだ具体的なマニュアルを機関ごとに定めることとする。

#### ② 日常の健康観察の徹底

各教育機関等は、職員の健康管理に十分留意し、日常の健康観察を徹底するとともに、体調不良者等の早期発見や経過観察に努める。

#### ③ 新型インフルエンザ等に関する情報収集と周知

各教育機関等は、県等から提供された新型インフルエンザ等に関する情報に基づき、職員への周知を図るとともに、必要に応じて施設利用者への情報提供に努める。

#### ④ 標準予防策の推進・徹底

各教育機関等の長は、新型インフルエンザ等に対する日常的な予防策として、職員に対して、手洗い、うがい、咳エチケット、マスクの着用などの徹底を図るとともに、施設利用者に対しても協力を求める。

## 2 海外発生期の対応（海外で新型インフルエンザ等が発生し、国内では患者は発生していない状態）

### （1）島根県教育委員会新型インフルエンザ等対策本部の体制

- ・島根県教育委員会教育長は、海外で新型インフルエンザ等が発生したことが確認された場合は、直ちに島根県教育委員会新型インフルエンザ等対策本部（以下「県教委本部」という。）の会議を招集する。
- ・県教委本部は、島根県が設置する島根県新型インフルエンザ等対策本部と連携し、情報の収集にあたりとともに今後の対応方針を検討・協議し、各学校、市町村教育委員会、教育機関等への指示内容等を決定する。
- ・海外で新型インフルエンザ等が発生したことを確認した後、新型インフルエンザ等の対策にあたる県教委本部の体制及び事務分掌は、下表のとおりとし、必要な班員は島根県教育庁内各課の職員を以って充てる。なお、総括班は、島根県教育庁総務課内に置き、県教委本部の事務局を兼ねる。

### ■ 新型インフルエンザ等発生後の島根県教育委員会新型インフルエンザ等対策本部の体制及び事務分掌

班名	事務分掌
総括班 (事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教委本部会議の招集、開催</li> <li>・島根県新型インフルエンザ等対策本部との連絡調整</li> <li>・教育庁内の連絡調整</li> <li>・市町村教育委員会との連絡調整</li> <li>・学校の臨時休業、教育機関等の臨時休館等の指示</li> <li>・感染状況を踏まえた県教委本部の人的体制の整備</li> <li>・市町村教育委員会や学校等からの相談、問い合わせに応ずるための「新型インフルエンザ等相談窓口」の設置</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育庁内、各学校、教育機関等における感染状況等の把握</li> <li>・新型インフルエンザ等に関する情報の収集</li> <li>・新型インフルエンザ等の感染状況等に係る（各学校、市町村教育委員会、教育機関等）への情報提供</li> <li>・報道機関等への対応</li> </ul>
健康指導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校及び教育機関等における感染予防対策、健康指導</li> </ul>
教育指導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の臨時休業期間中における教育活動の支援</li> <li>・入学試験（高校等、大学）、各種学校行事等の対応</li> </ul>

※各班の人員、職員の配置及び業務の詳細は、別に運営要領を定める。

### （2）各学校、市町村教育委員会、教育機関等との連携

- ・県教委本部は、海外で新型インフルエンザ等が発生したことを確認した後は、資料編2に掲げ

る連絡体制図に基づき、入手した情報、決定した方針等を速やかに各学校、市町村教育委員会、教育機関等に連絡する。

- ・ 県教委本部は、未発生期の対応に加え、必要に応じて各学校、市町村教育委員会、教育機関等に対し患者が発生した場合にはその状況を迅速に保健所及び県教委本部に報告するよう指示又は依頼するなど新型インフルエンザ等の集団発生 of 把握を強化する。
- ・ 各学校、市町村教育委員会、教育機関等では、県教委本部からの指示等に基づき、児童生徒等の健康を最優先に考えた対応をとるとともに、感染状況など必要な情報を県教委本部へ迅速に報告する。また、機関ごとに新型インフルエンザ等に関する対応窓口を設置し、保護者や外部からの相談や問い合わせに対応する。

### (3) 海外滞在者等に対する対応

#### ① 海外修学旅行等に対する対応

- ・ 県教委本部は、県立学校の児童生徒及び教職員が修学旅行等で滞在している国において新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、速やかに帰国措置を決定する。
- ・ 該当校では、児童生徒及び教職員の安否等を速やかに把握し、県教委本部に報告するとともに、県教委本部と連携を図りながら、旅行中の児童生徒及び教職員に対し、現地での対応について必要な情報を提供する。
- ・ 県教委本部は、海外発生期以降に海外への修学旅行を予定していた県立学校について、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、当分の間、その旅行の中止を指示する。

#### ② 海外への派遣・研修者及び出張者に対する対応

- ・ 県教委本部は、県立学校の教職員で日本人学校への研修、青年海外協力隊への派遣などによる海外に赴任している者及び海外出張中の者について、その滞在国において新型インフルエンザ等が発生した場合は、その安否を確認するとともに、現地での対応について必要な情報提供を行う。

#### ③ 新型インフルエンザ等のまん延国又はその周辺地域からの帰国者に対する対応

県教委本部は、県立学校の児童生徒及び教職員で、新型インフルエンザ等のまん延国又はその周辺地域に滞在し、帰国の際に検疫において停留措置を受けた者や健康観察が必要とされた者がいる場合は、その後の健康観察等について保健所の指示に従うよう学校長を通じて指示する。

---

### 3 県内未発生期の対応（国内のいずれかの都道府県において患者が発生しているが、島根県内では患者が発生していない状態）

---

#### （1）県教委本部の体制整備

- ・島根県教育委員会教育長は、国内で新型インフルエンザ等が発生したことが確認された場合は、直ちに県教委本部の会議を招集し、県教委本部の班編成を確認するとともに、必要に応じて人員の増強等を行い体制を整える。
- ・県教委本部は、海外発生期に引き続き、必要に応じて各学校、市町村教育委員会、教育機関等に対し患者が発生した場合にはその状況を迅速に保健所及び県教委本部に報告するよう指示又は依頼する。

#### （2）県外滞在者等に対する対応

##### ① 修学旅行等に対する対応

- ・県教委本部は、県立学校の児童生徒及び教職員が修学旅行等により県外に滞在している時に、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、速やかに帰県措置を決定し、学校へ指示する。また、該当校では、速やかに旅行中の児童生徒及び教職員の安否を把握し、県教委本部に報告する。
- ・県教委本部は、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、県外へ修学旅行等を予定していた県立学校に対し、当分の間、その旅行の中止を指示する。

##### 【国内で緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・県教委本部は、修学旅行等により県外に滞在している県立学校の児童生徒及び教職員に対し、必要に応じ、速やかに帰県措置を決定し、学校へ指示する。また、該当校では、速やかに旅行中の児童生徒及び教職員の安否を把握し、県教委本部に報告する。
- ・県教委本部は、県外へ修学旅行を予定していた県立学校に対し、必要に応じ、当分の間、その旅行の中止を指示する。

##### ② 県外への派遣・研修者に対する対応

- ・県教委本部は、県立学校の教職員が、派遣、研修等により県外の各種教育関係機関等に赴任している時に、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は、職員の安否を確認するとともに、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、派遣・研修先に対し、その者の一時帰県を要請する。

##### 【国内で緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・県教委本部は、派遣、研修等により県外の各種教育関係機関等に赴任している職員に対し、

必要に応じ、派遣・研修先に対し、その者の一時帰県を要請する。

### ③ 県外出張者等に対する対応

- ・ 県教委本部は、県立学校の教職員で県外へ出張中の者がいる時に、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、速やかに帰県措置を決定し、学校へ指示する。
- ・ また、県外へ出張予定であった職員については、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、当該出張を自粛するよう学校に指示する。

#### 【国内で緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 県教委本部は、県外へ出張中の県立学校の教職員に対し、必要に応じ、速やかに帰県措置を決定し、学校へ指示する。
- ・ また、県外へ出張予定であった職員に対し、必要に応じ、当該出張を自粛するよう学校に指示する。

## (3) 県立学校における出席停止及び臨時休業措置

### ①出席停止措置

ア 各県立学校長は、児童生徒又は教職員の中に、以下のような新型インフルエンザ等への感染が疑われる者が出た場合、速やかに県教委本部へ連絡する。

県教委本部は、基本的対処方針等に基づき、必要と判断した場合、学校長に対し出席停止等の措置をとるよう指示する。

- ・ 新型インフルエンザ等海外発生期以降、児童生徒又は教職員の家族において海外又は県外に滞在した事実があり、帰国者・接触者相談センター等への相談の結果、新型インフルエンザ等への感染の可能性があるとして判断された場合
- ・ 児童生徒、教職員及びそれらの家族が、新型インフルエンザ等の発症が認められた者と同様の会議や行事等に参加していた場合
- ・ その他、学校長が新型インフルエンザ等への感染が疑われると判断した場合

イ 各県立学校長は、出席停止とした児童生徒の保護者に対し、出席停止の理由を通知するとともに、児童生徒の外出の自粛など出席停止中に家庭で留意すべき事項について指導する。

ウ 出席停止の解除

各県立学校長は、出席停止者の健康状態を定期的に確認するとともに、医師等が新型インフルエンザ等の発症の可能性がないと判断した場合、出席停止中の児童生徒又は教職員に対し、出席停止等の措置を解除する。

### ②臨時休業措置

ア 各県立学校長は、新型インフルエンザ等への感染が疑われる（上記、①「出席停止措置」に記載したケースを参照）者が多数出、感染拡大の恐れが高いと判断した場合は、速やかに県教委本部及び保健所へ連絡する。

県教委本部は、基本的対処方針等に基づき、必要と判断した場合、県立学校に対し臨時休業を指示する。

イ 県教委本部は、国内で新型インフルエンザ等患者が確認され、感染拡大防止の観点から必要があると判断した場合には、基本的対処方針等に基づき、各県立学校に対し臨時休業を指示する。

ウ 県教委本部は、学校単位の臨時休業だけでなく、必要に応じて、地域を特定した県立学校の臨時休業又は県内全域に渡る県立学校の臨時休業を指示する。

#### **【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 県教委本部は、感染拡大防止の観点から必要があると判断した場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、各県立学校に対し臨時休業を指示する。
- ・ 県教委本部は、県対策本部から特措法第 45 条第 2 項に基づく臨時休業の要請があった場合には、要請に基づき各県立学校に対し臨時休業を指示する。

### **③ 人権侵害の防止**

県教委本部及び各県立学校長は、感染が疑われる者に対する人権侵害が決して生じないように、十分な配慮を行う。

### **④ 臨時休業期間中における児童生徒及び保護者への対応**

各県立学校長は、児童生徒の保護者に対し、臨時休業の理由を通知するとともに、外出の自粛など臨時休業期間中に家庭で留意すべき事項について指導する。

### **⑤ 臨時休業期間中に各学校で対応すべき事項**

- ・ 各県立学校長は、臨時休業期間中における児童生徒及び教職員の健康状態の把握に努める。
- ・ 各県立学校長は、臨時休業期間中の児童生徒及び教職員の状況（感染者数、感染が疑われる者の数等）を定期的に県教委本部へ報告する。

### **⑥ 臨時休業期間中の教育活動の実施**

- ・ 各県立学校長は、児童生徒に対して、臨時休業期間中の家庭学習の進め方について可能な範囲で指導する。
- ・ 臨時休業中の教育は自学自習を基本とし、必要に応じて自宅へ教材を郵送、ファックス、メ

ール等を利用して指導する。また、各学校に電話相談窓口を設置するなどの方法により、教育機会の確保に努める。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

- ・ 県教委本部は、新型インフルエンザ等緊急事態措置、基本的対処方針、国や他県の動向等に留意のうえ、臨時休業期間中の家庭学習について可能な範囲で指導方針を決定する。

**⑦ 入試等の教育関係行事への対応**

- ・ 臨時休業が高校等入試、大学入試など県内の児童生徒の大多数が参加する行事と重なった場合は、国の方針等を踏まえ、県教委本部において個別に対応方針を決定する。
- ・ 高校等入試の試験日が県内の新型インフルエンザ等のまん延期と重なるおそれがある場合は、必要に応じ、延期等を決定する。また、新型インフルエンザ等のために受験できなかった者を対象に、追検査を実施する。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

緊急事態が宣言されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 臨時休業が高校等入試、大学入試など県内の児童生徒の大多数が参加する行事と重なった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態措置、基本的対処方針、国や他県の動向等に留意の上、可能な範囲で対処方針を決定する。
- ・ 県教委本部は、県対策本部から特措法第 45 条第 2 項に基づき高校入試の延期の要請があった場合は、要請に基づき県立学校に延期を指示する。

**⑧ 臨時休業の解除**

県教委本部は、県対策本部における県関係機関、医療機関、国等の情報をもとに、臨時休業措置の解除が適当であると判断した段階で、臨時休業の解除を指示する。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

特措法第 45 条第 2 項の要請に基づく臨時休業措置を解除する場合は、緊急事態措置等の状況に基づき適時・適切に行う。

**(4) 市町村教育委員会との連携**

- ・ 県教委本部は、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は、市町村教育委員会へ速やかに情報提供を行い、基本的対処方針等に基づき、市町村教育委員会及び市町村立学校（幼稚園）における出席停止や臨時休業措置、人権侵害の防止、県外滞在者への適切な対応等を依頼する。

- ・ 県教委本部は、市町村立学校（幼稚園）の出席停止・臨時休業措置の状況について、市町村教育委員会に対し適宜報告を求める。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

緊急事態が宣言されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 県教委本部は、感染拡大防止の観点から必要があると判断した場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、市町村教育委員会及び市町村立学校（幼稚園）における出席停止や臨時休業措置、県外滞在者への適切な対応等を依頼する。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項に基づく臨時休業措置の要請がある場合は、要請に従うよう、市町村教育委員会及び市町村立学校(幼稚園)に対し依頼する。

**(5) 教育機関等における臨時休館措置**

各教育機関等では国内で新型インフルエンザ等が発生した場合、流行拡大の防止策として、必要により施設の休館措置を講じる。

**① 臨時休館措置**

ア 各教育機関等の長は、教育機関等の施設職員又は施設利用者で新型インフルエンザ等への感染が疑われる者（7 頁に掲げる「県立学校における出席停止措置」に掲げるケースを参照）が出た場合、速やかに県教委本部へ連絡する。

県教委本部は、必要と判断した場合、基本的対処方針等に基づき、該当教育機関等の長に対し臨時休館措置を指示する。

イ 県教委本部は、アのケースのほか感染拡大防止の観点から必要があると判断した場合には、教育機関等に対し臨時休館措置を指示する。

ウ 県教委本部は、施設単位での閉鎖に限らず、必要に応じて、地域を特定した臨時休館又は県内全域に渡る臨時休館を指示する。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

緊急事態が宣言されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 県教委本部は、必要と判断した場合、新型インフルエンザ等緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、該当教育機関等の長に対し臨時休館措置を指示する。
- ・ 県教委本部は、特措法第 24 条第 9 項に基づく感染対策の徹底の要請、特措法第 45 条第 2 項に基づく臨時休館の要請があった場合は、要請に基づき、該当教育機関に対し感染対策の徹底の要請、臨時休館措置を指示する。\*

注) 劇場、運動施設、美術館等（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条第 3 項から第 13 号までに掲げる施設）であって延べ床面積 1,000 ㎡超のものについては、第 1 段階として特措法第 24 条第 9 項による協力の要請を行い、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として特措法第

45 条第 2 項に基づく要請、それに従わない場合に同条第 3 項に基づく指示を行う。

特措法第 45 条第 2 項に基づく要請を行う場合の柔軟な対応として、施設の使用制限のほか、入場者数制限、発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止、消毒設備の設置等も検討する。

## ② 臨時休館中に各教育機関等に対応すべき事項

- ・各教育機関等の長は、臨時休館中における施設職員の健康状態の把握に努める。
- ・各教育機関等の長は、臨時休館中の職員の状況（感染者数、感染が疑われる者の数等）について、定期的に県教委本部へ報告する。

## ③ 臨時休館措置の解除

県教委本部は、県危機管理対策本部における県関係機関、医療機関及び国等の情報をもとに、教育機関等の施設の休館の解除が適当であると判断した段階で、臨時休館措置を解除する。

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 45 条第 2 項の要請に基づく臨時休業措置を解除する場合は、緊急事態措置等の状況に基づき適時・適切に行う。

## (6) その他教育関係施設等への対応

- ・県教委本部は、国内で新型インフルエンザが発生した場合、市町村が設置する教育関係施設や、民間が運営・管理する教育関係施設等において適切な対応が行われるよう、市町村教育委員会又は民間事業者に対して、注意喚起や休館措置等を依頼する。

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・特措法第 45 条第 2 項に基づく休館措置等の要請がある場合は、要請に従うよう、市町村教育委員会又は民間事業者に対して依頼する。

- ・上記に掲げる教育関係施設等の例は、以下のとおり。

#### 【市町村立関係】

公民館、給食センター、体育館、図書館、プール

#### 【民間等】

美術館、博物館、共済組合関係施設、(学習塾)

---

## 4 県内発生早期の対応（県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態）

---

### （1）県教委本部の体制整備

- ・島根県教育委員会教育長は、県内で新型インフルエンザ等が発生したことが確認された場合は、直ちに県教委本部の会議を招集し、県教委本部の班編成を確認するとともに、必要に応じて人員の増強等を行い体制を整える。
- ・県教委本部は、海外発生期に引き続き、必要に応じて各学校、市町村教育委員会、教育機関等に対し患者が発生した場合にはその状況を迅速に保健所及び県教委本部に報告するよう指示又は依頼する。

### （2）県外滞在者等に対する対応

基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、県内未発生期の対応と同様の対応を行う。

#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・県教委本部は、緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、県外修学旅行者の帰県、県外修学旅行の中止・延期、県外派遣・研修者の帰県、県外出張者の帰県を学校に指示する。

### （3）県立学校における臨時休業措置

- ・県教委本部は、県立学校の児童生徒又は教職員が疑似症患者（新型インフルエンザ等の感染は確定していないが、感染が強く疑われる者として保健所への届出の対象となった者をいう。）であるという情報を入手した場合、当該県立学校に対し、暫定的に臨時休業を指示する。疑似症患者が感染者であることが確定した場合、臨時休業へ移行することとし、感染者でないことが確定した場合、臨時休業を解除する。
- ・県教委本部は、県立学校の児童生徒又は教職員が感染者又は濃厚接触者（保健所が積極的疫学調査により濃厚接触者（感染者と同一住所に居住する者、2 m以内の距離で感染者と対面で会話や挨拶等の接触があった者、具体的には職場・学校や行事等で近距離接触した者など。）であると判断した者をいう。）であるという情報を入手した場合、当該県立学校に対し、臨時休業を指示する。
- ・感染者が確定し、保健所による「積極的疫学調査」等によって急速な感染拡大につながるおそれがあると判断された場合、県教委本部は、県健康福祉部の助言等を踏まえ、新型インフルエンザ等感染者が発生している学校に限らず、対象範囲・期間等を示して臨時休業措置を指示する。
- ・県教委本部及び各県立学校は、疑似症患者、感染者及び濃厚接触者に対する人権侵害が決して生じないよう、十分な配慮を行う。
- ・その他については、県内未発生期における対応を引き続き行う。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

緊急事態が宣言されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 県教委本部は、感染拡大防止の観点から必要があると判断した場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、各県立学校に対し臨時休業を指示する。
- ・ 県教委本部は、県対策本部から特措法第 45 条第 2 項に基づく臨時休業の要請があった場合には、要請に基づき各県立学校に対し臨時休業を指示する。

**(4) 市町村教育委員会との連携**

- ・ 県教委本部は、県内で新型インフルエンザ等患者が確認された場合は、市町村教育委員会へ速やかに情報提供を行う。
- ・ 県教委本部は、市町村立学校の児童生徒又は教職員が疑似症患者であるという情報を入手した場合、当該市町村教育委員会に対し、当該学校を暫定的に臨時休業するよう依頼する。疑似症患者が感染者であることが確定した場合、臨時休業へ移行することとし、感染者でないことが確定した場合、臨時休業の依頼を解除する。
- ・ 県教委本部は、市町村立学校の児童生徒又は教職員が感染者又は濃厚接触者であるという情報を入手した場合、当該市町村教育委員会に対し、当該学校を臨時休業するよう依頼する。
- ・ 感染者が確定し、保健所による「積極的疫学調査」等によって急速な感染拡大につながるおそれがあると判断された場合、県教委本部は、県健康福祉部の助言等を踏まえ、新型インフルエンザ感染者が発生している学校に限らず、対象範囲・期間等を示して臨時休業措置を依頼する。
- ・ 県教委本部は、疑似症患者、感染者及び濃厚接触者に対する人権侵害が決して生じないように、市町村教育委員会に対し、適切な対応等を依頼する。
- ・ 県教委本部は、市町村立学校、幼稚園の臨時休業の状況について、市町村教育委員会へ適宜報告を求める。
- ・ 県教委本部は、市町村教育委員会から人的支援等の協力要請があった場合は、速やかに対応を検討する。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

緊急事態が宣言されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 県教委本部は、感染拡大防止の観点から必要があると判断した場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、市町村教育委員会及び市町村立学校（幼稚園）における出席停止や臨時休業措置、県外滞在者への適切な対応等を依頼する。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項に基づく臨時休業措置の要請がある場合は、要請に従うよう、市町村教育委員会及び市町村立学校(幼稚園)に対し依頼する。

#### (5) 教育機関等における臨時休館措置

- ・ 県教委本部は、教育機関等の職員が疑似症患者であるという情報を入手した場合、当該教育機関等に対し、暫定的に臨時休館を指示する。疑似症患者が感染者であることが確定した場合、臨時休館へ移行することとし、感染者でないことが確定した場合、臨時休館を解除する。
- ・ 県教委本部は、教育機関等の職員が感染者又は濃厚接触者であるという情報を入手した場合、当該教育機関等に対し、臨時休館を指示する。
- ・ 県内で新型インフルエンザ等患者が発生し、急速な感染拡大のおそれが切迫している場合、県教委本部は、県健康福祉部の助言等を踏まえ、当該教育機関の職員に感染者がいない場合でも、臨時休館措置を指示する。
- ・ その他については、県内未発生期における対応を引き続き行う。

##### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態が宣言されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 県教委本部は、感染拡大防止の観点から必要であると判断した場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、該当教育機関等の長に対し臨時休館措置を指示する。
- ・ 県教委本部は、特措法第 24 条第 9 項に基づく感染対策の徹底の要請、特措法第 45 条第 2 項に基づく臨時休館の要請があった場合は、要請に基づき、該当教育機関に対し感染対策の徹底の要請、臨時休館措置を指示する。

#### (6) その他の教育関係施設等への対応

県内未発生期における対応を引き続き行う。

##### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 特措法第 45 条第 2 項に基づく休館措置等の要請がある場合は、要請に従うよう、市町村教育委員会又は民間事業者に対して依頼する。

---

## 5 県内感染期の対応（患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。））

---

### （1）県教委本部の体制

引き続き体制を維持する。

### （2）県外滞在者等に対する対応

基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、県内未発生期の対応と同様の対応を行う。

#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、県内未発生期における対応と同様の対応を行う。

### （3）県立学校における出席停止・臨時休業措置

県立学校における出席停止、臨時休業措置について、通常の季節性インフルエンザと同様に、学校長は次の対応を行う。

- ・インフルエンザ様症状のある児童生徒又は教職員には、速やかに医療機関を受診するよう指導する。
- ・医師によりインフルエンザ患者（新型又は季節性のいずれかを問わない）と診断された場合は、出席停止とする。
- ・インフルエンザ患者（新型又は季節性のいずれかを問わない）が「短期間に多数」発生するなど急速な感染拡大につながるおそれがある場合は、学校医と相談の上、学級閉鎖を行う。
- ・同時期に複数の学級で「短期間に多数」のインフルエンザ患者が発生した場合、学校医と相談の上、学年閉鎖又は臨時休業の必要性を検討すること。
- ・学級閉鎖後、登校を再開してから更にインフルエンザ患者が発生した場合は、原則として出席停止で対応する。ただし、急速な感染拡大のおそれが切迫している場合や保健所から学級閉鎖等の要請があった場合は、この限りではない。

#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、県内発生早期における対応と同様の対応を行う。

### （4）市町村教育委員会との連携

市町村教育委員会及び市町村立学校（幼稚園）における出席停止や臨時休業措置について、原則として通常の季節性インフルエンザと同様の対応をとるよう依頼する。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

- ・緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、県内発生早期における対応と同様の対応を行う。

**(5) 教育機関等における臨時休館措置**

県教委本部は、感染拡大防止のための適切な措置が講じられていることを前提に、必要に応じ、臨時休館措置を解除する。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

- ・緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、県内発生早期における対応と同様の対応を行う。

**(6) その他の教育関係施設等への対応**

県教委本部は、感染拡大防止のための適切な措置が講じられていることを前提に、必要に応じ、市町村教育委員会又は民間事業者に対して、臨時休館措置の解除を依頼する。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

- ・緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、県内発生早期における対応と同様の対応を行う。

## 6 小康期の対応(新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態)

### (1) 県教委本部の体制

- ・これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ本マニュアルの見直しを行う。
- ・流行の第二波に備え、必要に応じ各学校、市町村教育委員会、教育機関等に対し、患者数の状況、集団感染の状況について保健所及び島根県教育委員会へ報告するよう指示、依頼する。

### (2) 県外滞在者等に対する対応

県教委本部は、必要に応じ、県外滞在者の帰県措置等を解除する。

#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・県教委本部は、必要に応じ、県外滞在者の帰県措置等を解除する。

### (3) 県立学校における臨時休業措置

県教委本部は、必要に応じ、臨時休業措置を解除し、流行の第二波に備える。

#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・県教委本部は、必要に応じ、臨時休業措置を解除する。

### (4) 市町村教育委員会との連携

県教委本部は、必要に応じ、市町村教育委員会へ臨時休業措置の解除を依頼する。

#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・県教委本部は、必要に応じ、市町村教育委員会へ臨時休業措置の解除を依頼する。

### (5) 教育機関等における臨時休館措置

県教委本部は、流行の第二波に備える。

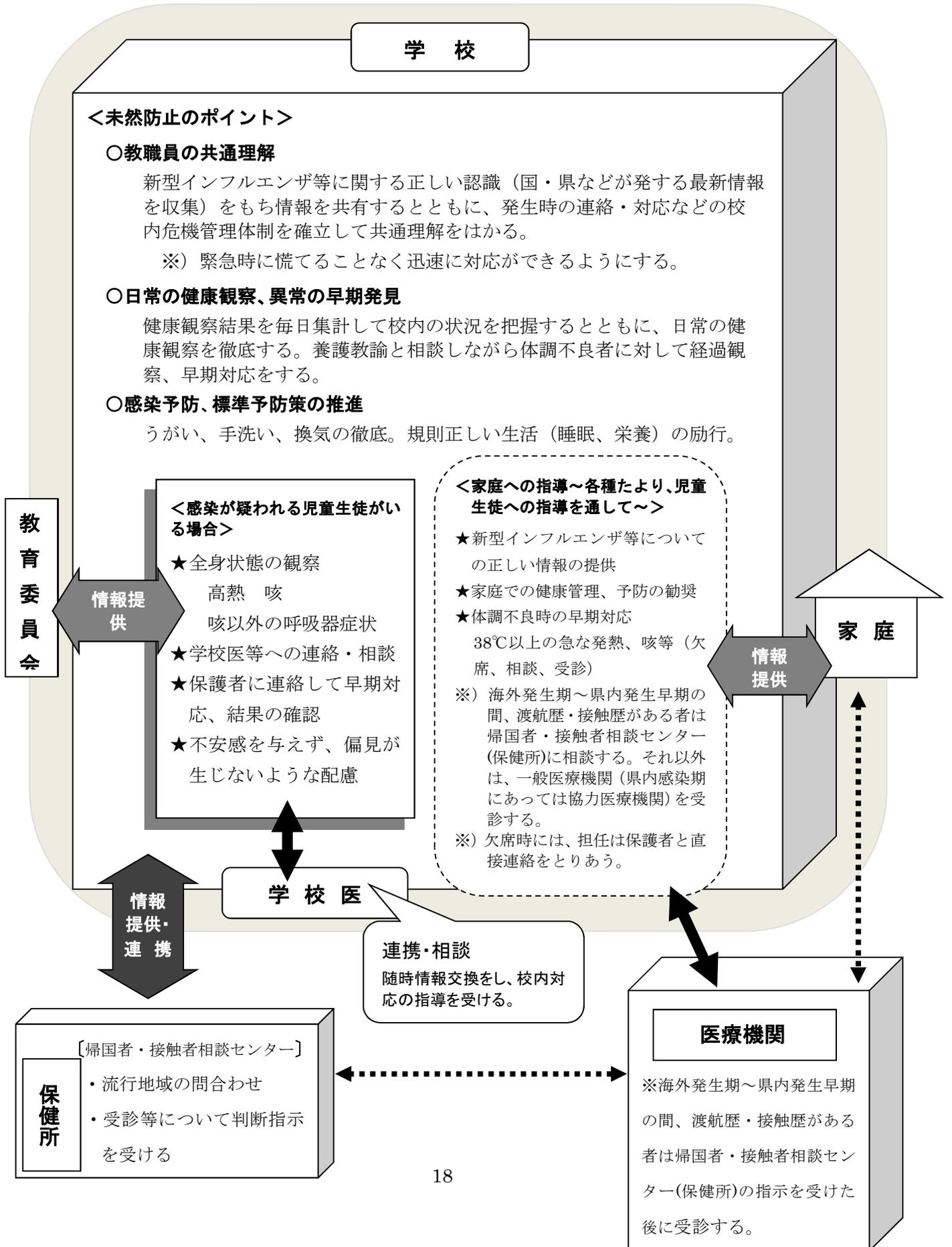
#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・県教委本部は、必要に応じ、臨時休館措置を解除する。

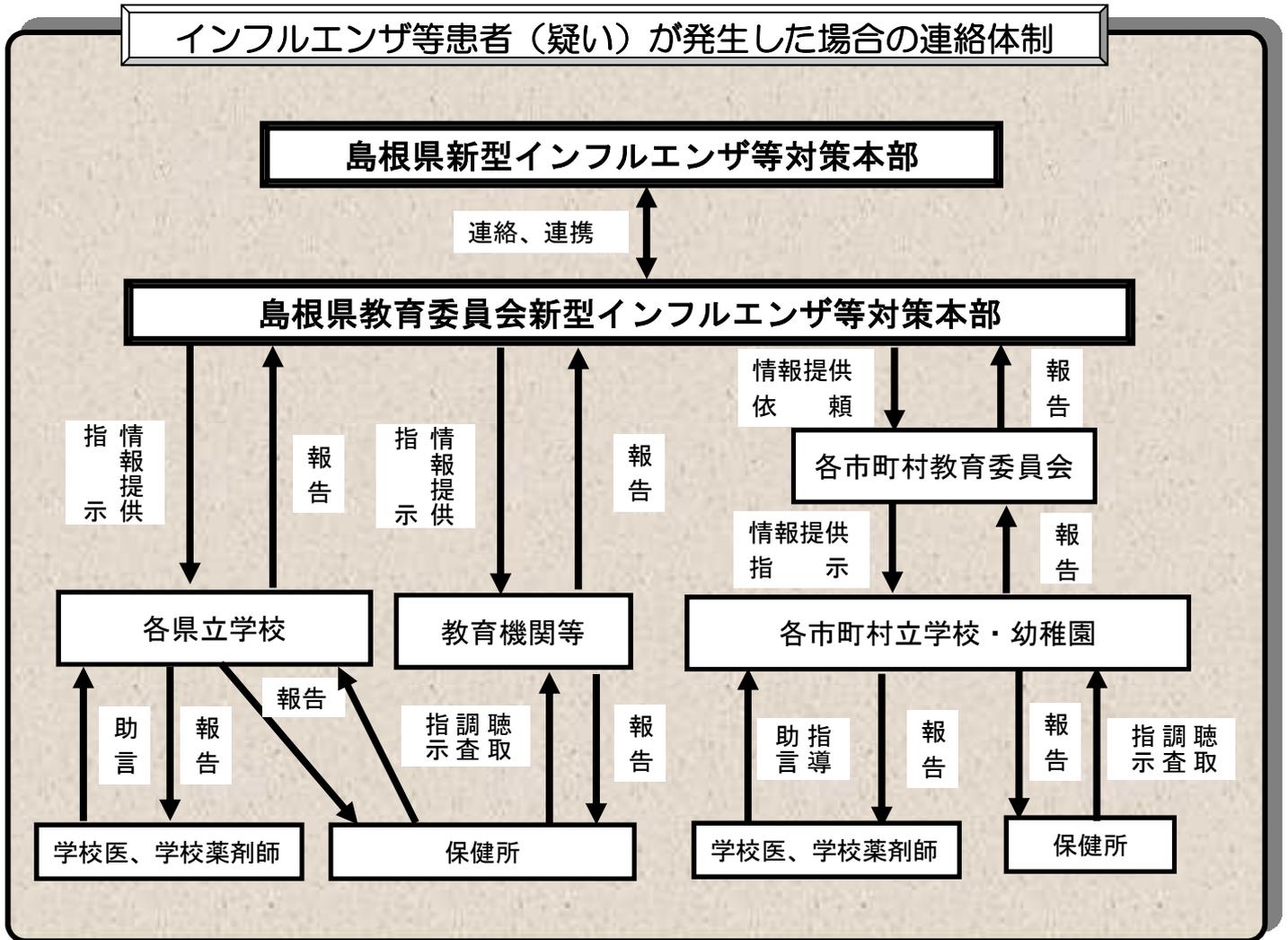
### (6) その他の教育関係施設等への対応

県教委本部は、必要に応じ、市町村教育委員会又は民間事業者に対して、臨時休館措置の解除を依頼する。

1 学校における新型インフルエンザ等の未然防止対策について



2 インフルエンザ等患者（疑い事例含む）発生時の連絡フロー



### 3 学校、教育機関等における危機管理体制の整備と事前準備のポイント

※これは、各学校、教育機関がマニュアルの内容を踏まえ、具体的な危機管理体制の整備や事前準備を進める上で  
の要点などを例示したものである。各学校、教育機関では、以下の例を参考に、それぞれの事情に合わせ必要な  
事項を適宜追加、修正するなどして、マニュアル化し、新型インフルエンザ等の発生に備えるものとする。

#### (1) 危機管理組織及び緊急連絡体制の整備

新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、以下の例を参考に危機管理組織や緊急連絡体制  
を構築しておく。

##### ① 危機管理組織の整備（責任者、担当者等の整備）

- |   |   |
|---|---|
| ア | 全体指揮者（責任者）<br>（責任者（校長等）が感染した場合などに備え、代行者を選定しておくことが望ましい。） |
| イ | 外部との対応担当（保健所への報告、問い合わせ対応等）                              |
| ウ | 情報収集担当者   |
| エ | 応急処置・医療機関対応担当者  |
| オ | 保護者への連絡担当者  |
| カ | 電話対応記録担当者 等   |

##### ② 緊急連絡体制の整備

- |   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| ア | 教職員緊急連絡網（勤務時間内、勤務時間外の別に作成）            |
| イ | 保護者緊急連絡体制（電話、FAX、メールなど）               |
| ウ | 関係機関連絡体制（保健所、教育委員会、学校医、発熱外来、相談窓口 等） 等 |

#### (2) 情報収集体制の構築

- ・ 国、県等から示される新型インフルエンザ等の発生状況、症状や予防のために必要な留意事項、発生した場合の対応策などの正確な最新情報を入手、把握しておく。
- ・ また、得られた情報を、必要に応じて、各学校の計画や対策の見直しに役立てるとともに、学校としての対応方針と併せて、児童生徒等や保護者に迅速かつ適正に周知する方法を確立しておく。

##### 【主な情報源となると思われるホームページ】（一例）

- ・ 厚生労働省  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleza/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleza/)
- ・ 国立感染症研究所 <http://www.niid.go.jp/niid/index.html>
- ・ 国立感染症研究所感染症情報センター <http://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- ・ 島根県 <http://www.pref.shimane.lg.jp/>
- ・ 島根県教育委員会 <http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/>

#### (3) 家庭への啓発

##### ○ 家庭において感染者が出た場合の対応

家族に新型インフルエンザ感染者（疑い事例）が出た場合には、最寄りの保健所に相談し、  
指定された医療機関を受診するよう促すとともに、早急に学校に連絡するようあらかじめ保護

者に周知し、常に児童生徒の健康に関する情報が学校に入るようにしておくことが重要である。

#### **(4) パンデミック（世界的大流行）に備えた準備**

##### **① 各学校における準備**

パンデミックになると、職員が学校、教育機関等に出勤できなくなる等、学校及び施設の機能が低下することが予想されることから、職員の自宅からの連絡体制や健康管理、日用品等の備蓄について各学校・施設で共通理解を図っておくことが重要である。

##### **② 各家庭における準備**

海外発生期以降は、輸入の減少・停止などにより、生活必需品等が不足する状況も想定される。また、感染防止のために不要不急の外出は避けることとなるため、災害時と同様に最低限の食糧・日用品等を準備しておく必要があり、そのことを各家庭に周知しておく必要がある。

#### **【備蓄物品の例】**

##### **(1) 学校の備蓄品例**

- ① 常備品（救急用）  
絆創膏（大・小）、ガーゼ・コットン（滅菌とそうでないもの）
- ② 新型インフルエンザ等対策の物品  
マスク、ゴム手袋（破れにくいもの）、水枕・氷枕（冷却用）、漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果あり）、消毒用アルコール
- ③ 災害時のための物品（あると便利なもの）  
懐中電灯、乾電池、携帯電話充電キット、携帯ラジオ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、洗剤・石けん、保湿ティッシュ（アルコールのあるものとそうでないもの）、ビニール袋（汚染されたごみの密封に利用）

##### **(2) 家庭での備蓄品の例**

- ① 食糧（長期保存可能なもの）の例  
米、乾麺類、切り餅、コーンフレーク・シリアル類、乾パン、調味料、レトルト・フリーズドライ食品、冷凍食品、インスタント食品、缶詰、菓子類、ミネラルウォーター、ペットボトルや缶入りの飲料 等
- ② 常備品（救急薬品等）  
常備薬（胃薬、痛み止め、その他持病の処方薬）、絆創膏（大・小）、ガーゼ・コットン（滅菌のものとはそうでないもの）、解熱鎮痛剤（薬の成分によっては、インフルエンザ脳症を助長する可能性があるため、購入時に医師・薬剤師に相談。）
- ③ 新型インフルエンザ等対策の物品  
マスク、ゴム手袋（破れにくいもの）、水枕・氷枕（冷却用）、漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果あり）、消毒用アルコール
- ④ 災害時のための物品  
懐中電灯、乾電池、携帯電話充電キット、ラジオ・携帯テレビ、カセットコンロ・ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、キッチン用ラップ、アルミホイル、洗剤・石けん、シャンプー・リンス、保湿ティッシュ（アルコールのあるものとそうでないもの）、生理用品、ビニール袋（汚染されたごみの密封に利用）